

○横手市工事成績評定要領

平成17年10月1日

訓令第48号

改正 平成23年2月9日訓令第2号

令和4年9月7日訓令第9号

令和6年2月19日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、請負者の適正な選定及び指導育成を図り、市が発注する建設工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するため、工事の成績の厳正かつ的確な評定に必要な事項を定めるものとする。

(評定の項目)

第2条 評定の項目は、次のとおりとする。

- (1) 施工の体制
- (2) 施工状況
- (3) 出来形及び品質、出来ばえ
- (4) 技術力
- (5) 創意工夫
- (6) 社会性等

(評定の対象)

第3条 工事の成績の評定（以下「評定」という。）の対象は、1件の契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）が300万円以上のものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、横手市契約規則（平成17年横手市規則第58号）第60条の監督職員及び同規則第61条の検査職員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、1件ごとに監督又は検査において確認した事項に基づき工事成績評定書（以下「評定書」という。）により行うものとする。

- 2 評定者は、適確かつ公正に評定を行わなければならない。
- 3 横手市契約規則第68条の規定による手直しその他適宜の措置を行わせた場合には、当該手直しその他適宜の措置前について評定を行う。

(評定書の提出)

第6条 評定者は、評定終了後遅滞なく、横手市契約規則第2条の契約事務担当課長（以下「契約事務担当課長」という。）に評定書を提出するものとする。

(評定の結果の報告)

第7条 契約事務担当課長は、評定の結果を市長及び契約審査会に請負人別評価結果一覧表により報告するものとする。

(評定の公表)

第8条 市長は、前条の規定による評定の結果の報告を受けたときは、遅滞なく横手市建設工事等の入札及び契約に関する情報公表要綱（平成17年横手市告示第20号）に基づき公表するものとする。

(評定結果の通知)

第9条 評定者は、評定の結果を当該工事の請負者に工事成績評定通知書により通知するものとする。評定の結果に修正が生じたときも、同様とする。

(説明請求等)

第10条 前条の規定による通知を受けた請負者は、通知の日から14日以内に書面により、評定者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 評定者は、前項の規定による説明を求められたときは、書面により回答する。

(改善要請)

第11条 市長は、当該評定の評定点が著しく低い当該工事の請負者に改善要請書により改善要請を行うものとする。

(指名への配慮)

第12条 市長は、前条の改善要請を1年以内に2回以上行った建設業者があった場合は、当該建設業者に改善報告書の提出を求めるものとする。

2 市長は、前項の改善報告書の提出を求めた日から当該改善要請に係る事項が消滅したと認められた日までの間は、当該建設業者の入札指名を差し控え、又は指名の停止を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成23年2月9日訓令第2号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月7日訓令第9号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に検査（横手市契約規則第68条第2項の再検査を除く。）が行われた工事の評定については、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月19日訓令第1号）

(施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行前に検査（横手市契約規則第68条第2項の再検査を除く。）が行われた工事の評定については、なお従前の例による。